

令和5年3月20日

各 位

一般社団法人岐阜県社会福祉士会
会 長 岡 川 毅 志
倫理委員長 松 本 陽 介

懲戒処分の公表について

今般、本会において以下の懲戒処分を実施しましたので、公表いたします。

1 事案の概要

本会会員である被処分者は、権利擁護センターぱあとなあ岐阜会員として成年後見業務において、社会福祉士の倫理綱領・行動規範に禁じられている行為を行いました。

そのことが原因で、社会福祉士としての信用を著しく失墜させるに至りました。

しかし、今回の件では被処分者が担当していたケースを辞任するなど、会員に反省の意思が認められることから、情状を酌量しました。

2 処分内容

「厳重注意」

一般社団法人岐阜県社会福祉士会 懲戒基準及び懲戒処分の開示に関する規則第3条

3 処分期日

令和5年3月12日

以上